

第52期 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2022年9月27日（火曜日）
午前10時

開催場所

名古屋市千種区覚王山通八丁目18番地
ホテル ルブラ王山 2階 「金鯰の間」
(末尾の会場のご案内図をご参照ください。)

決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 会計監査人選任の件

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、株主様への安全を第一に、本年の株主総会を以下のとおり運営してまいります。

- 感染リスク低減のため、座席間の間隔を広げて設置させていただきます。このことから、ご用意できる席数が限られ、ご入場いただけない恐れがございますので、本定時株主総会におきましては、極力、同封の議決権行使書をご返送いただくか、インターネットにより議決権行使（2～3頁参照）いただき、株主総会当日のご来場をお控えいただきますようお願い申し上げます。
- 株主様にはマスク着用、アルコール消毒、入口では検温をさせていただきますので、ご理解ご協力お願い申し上げます。
- 運営スタッフ及び登壇役員につきましてはマスクを着用させていただきます。
- 株主総会終了後に例年開催しておりました会社説明会は、本年も中止させていただきます。
- 本年も、株主総会にご出席の株主様にお配りしておりましたお土産は取止めとさせていただきます。ご理解くださいますようお願い申し上げます。

証券コード 5903
2022年9月6日

株 主 各 位

名古屋市名東区若葉台110番地
シノポ株式会社
代表取締役社長 安 藤 紀 彦

第52期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご支援を賜り誠にありがとうございます。

さて、当社第52期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますのでご案内申し上げます。

なお、当日のご出席に代えて、書面または電磁的方法（インターネット）により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2頁に記載の「議決権行使についてのご案内」に従い、2022年9月26日（月曜日）午後6時までにご行先くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | | | |
|-----------------|---|---|-------|
| 1. 日 | 時 | 2022年9月27日（火曜日） | 午前10時 |
| 2. 場 | 所 | 名古屋市千種区覚王山通八丁目18番地
ホテル ルブラ王山 2階 「金鯱の間」
（末尾の会場のご案内図をご参照ください。） | |
| 3. 目的事項
報告事項 | | 1. 第52期（自 2021年7月1日 至 2022年6月30日）
事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査
結果報告の件 | |
| | | 2. 第52期（自 2021年7月1日 至 2022年6月30日）
計算書類報告の件 | |
| 決議事項 | | | |
| 第1号議案 | | 剰余金処分の件 | |
| 第2号議案 | | 定款一部変更の件 | |
| 第3号議案 | | 会計監査人選任の件 | |

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、本株主総会招集ご通知に掲載しております事業報告、計算書類及び連結計算書類並びに株主総会参考書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（ホームページアドレス <https://www.shinpo.jp>）において周知させていただきます。

本株主総会招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、次の事項につきましては、法令及び定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本株主総会招集ご通知の提供書面には記載しておりません。したがって、本株主総会招集ご通知の提供書面は、監査報告を作成するに際し、監査役又は会計監査人が監査をした書類の一部であります。

1. 連結計算書類の連結注記表
2. 計算書類の個別注記表

当社ウェブサイト (<https://www.shinpo.jp>)

議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいますようお願い申し上げます。議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。

なお、2022年9月17日（土曜日）午前5:00より2022年9月20日（火曜日）午前5:00までは、システムメンテナンスのため「スマート行使」ウェブサイトおよび「議決権行使ウェブサイト」がご利用いただけませんのであらかじめご了承ください。



株主総会にご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2022年9月27日（火曜日）
午前10時



書面（郵送）で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2022年9月26日（月曜日）
午後6時到着分まで



電磁的方法（インターネット）で議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

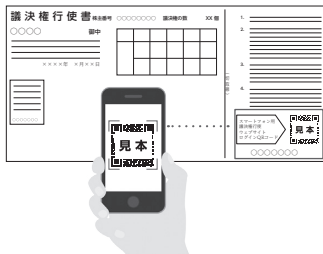
2022年9月26日（月曜日）
午後6時入力完了分まで

インターネットによる議決権行使のご案内

ログインQRコードを読み取る方法 「スマート行使」

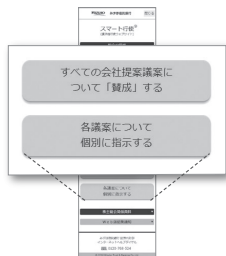
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は**1回のみ**。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

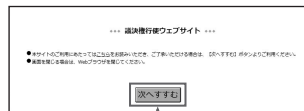
※2022年9月17日（土曜日）午前5:00より2022年9月20日（火曜日）午前5:00までは、システムメンテナンスのため「スマート行使」ウェブサイトおよび「議決権行使ウェブサイト」がご利用いただけませんのであらかじめご了承ください。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などが不明な場合は、右記にお問い合わせください。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

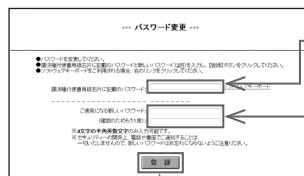
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「次へ」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル

0120-768-524

(受付時間 年末年始を除く 9:00~21:00)

(提供書面)

事業報告

(自 2021年7月1日)
(至 2022年6月30日)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染者数の増加や減少が繰り返される中で弱いながらも持ち直しの傾向が見られるものの、世界的に続く半導体不足や原材料価格の高騰、ロシアによるウクライナ侵攻、4月からの中国上海におけるロックダウンの開始など、依然として先行不透明な状況で推移しました。

当社グループの主要マーケットである焼肉業界におきましても、2021年8月をピークとする新型コロナウイルス第5波や2022年2月をピークとする第6波に対するまん延防止等重点措置の適用により時短営業や臨時休業を余儀なくされ大きな影響を受けました。一方でワクチン接種の進展など感染対策の強化により一部で持ち直しの兆しがみられるようになりました。

このような状況下で当社グループは、焼肉店以外の飲食店様に対して焼肉店への業態変更を促進してまいりました。また、既存焼肉店には店舗の改装や改築、ダクト清掃等のメンテナンス受注に努めてまいりました。さらに新規受注におきましては、無煙ロースターの受注に留まらず、内装工事や空調工事などトータルの受注に努めてまいりました。

また、名古屋工場の老朽化が進み、生産能力も限界に達しつつあったことから新工場の建設を進め、2022年5月に新名古屋工場が竣工し稼働を開始しました。これにより作業環境と生産能力が大幅に改善し、生産活動の効率化による収益力改善を見込んでおります。

一方で、連結子会社であるSHINPO AMERICA, INC. は、2018年1月の会社設立以降、アメリカなど北米を中心に無煙ロースターの販売およびアフターサービスの提供を中心に事業を展開してまいりましたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による事業環境の急変に伴い、悪化した収益の回復が見込めない状況が続いていることから、当社グループの経営資源の選択と集中を目的として解散および清算を決議いたしました。

その結果、当連結会計年度における業績は、売上高は6,207百万円(前期比12.9%増)、営業利益は886百万円(前期比32.5%増)、経常利益は905百万円(前期比30.3%増)、親会社株主に帰属する当期純利益は532百万円(前期比3.8%増)となりました。

無煙ロースター関連事業における品目別売上高は、次のとおりであります。

品目	第 51 期 (前連結会計年度) (2021年6月期)		第 52 期 (当連結会計年度) (2022年6月期)	
	売上高	構成比	売上高	構成比
製 品	1,799 ^{百万円}	32.7%	2,070 ^{百万円}	33.4%
部 材 品	855	15.6	983	15.8
据 付 工 事	1,570	28.5	1,679	27.1
そ の 他 内 装 工 事	944	17.2	1,104	17.8
商 品	234	4.3	263	4.2
ア ミ 洗 浄	92	1.7	105	1.7
合 計	5,497	100.0	6,207	100.0

② 設備投資の状況

当連結会計年度において実施いたしました設備投資の総額は1,121,733千円であります。その主たる内容は、5月に竣工した新名古屋工場の建物943,120千円、同構築物96,343千円、同機械及び装置15,533千円等であります。

③ 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

(2) 財産及び損益の状況

区 分	第 49 期 2019年6月期	第 50 期 2020年6月期	第 51 期 2021年6月期	第 52 期 (当連結会計年度) 2022年 6 月期
売 上 高 (千円)	5,914,155	5,830,240	5,497,996	6,207,361
経 常 利 益 (千円)	760,736	727,585	695,426	905,843
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益 (千円)	523,026	445,904	512,929	532,426
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 (円)	92.41	78.78	90.63	94.07
総 資 産 (千円)	5,746,387	6,099,423	6,766,355	7,118,487
純 資 産 (千円)	4,532,883	4,841,479	5,275,285	5,666,875
1 株 当 たり 純 資 産 額 (円)	800.74	855.28	932.05	1,001.24

(注) 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当連結会計年度の期首から適用しており、当連結会計年度に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

(3) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主な事業内容
神府貿易(上海)有限公司	70百万円	100%	中国における無煙ロースターの販売
SHINPO AMERICA, INC.	55百万円	100%	北米における無煙ロースターの販売

なお、2022年3月18日開催の取締役会において、当社の連結子会社であるSHINPO AMERICA, INC. を解散及び清算することを決議しており、現在同社は清算手続き中であります。

(4) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、新型コロナウイルス感染症の影響はワクチン接種効果により徐々に収束に向かうものと思われませんが、当面は国内外とも厳しい状況が続くものと予想されます。

このような市場環境に対処するために、当社グループは、国内外ともに付加価値を有する情報提供と機器の販売を目的とし、国内におきましては引き続き異業種の飲食店様に対して焼肉店への業態変更を促進するとともに、既存のお客様に対しては廃番機器の入れ替えを積極的に行ってまいります。海外におきましては中国をはじめとするアジア圏、北米に関しましては販売代理店

を活用する戦略で、引き続き海外マーケットの拡充を図ってまいります。

以上により、当社グループの次期の連結業績につきましては、売上高6,250百万円(前期比0.7%増)、営業利益は930百万円(前期比4.9%増)、経常利益は940百万円(前期比3.8%増)、親会社株主に帰属する当期純利益は636百万円(前期比19.5%増)を見込んでおります。なお、配当につきましては20円とさせていただく予定であります。

当社は株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題の一つと考えており、将来の事業拡大のための財務体質の強化と内部留保の充実を図りつつ、業績を鑑み前期同様積極的な利益還元を行って参ります。

株主の皆様におかれましても、今後とも一層のご指導、ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) **主要な事業内容** (2022年6月30日現在)

当社グループは、無煙ロースターの製造、販売及びその附帯工事を主要な事業内容としております。

(6) **主要な営業所及び工場** (2022年6月30日現在)

① 当社

本社	名古屋市名東区
北海道東北支店	札幌市白石区
東京支店	東京都北区
名古屋支店	名古屋市名東区
大阪支店	大阪府吹田市
仙台営業所	仙台市太白区
東京MS営業所	さいたま市緑区
横浜営業所	横浜市中区
福岡営業所	福岡市東区
福岡工場 (アミ洗浄)	福岡市東区
新名古屋工場	愛知県みよし市

② 子会社

神府貿易 (上海) 有限公司	中国上海市
SHINPO AMERICA, INC.	米国カリフォルニア州

(7) 使用人の状況 (2022年6月30日現在)

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
111名(19名)	15名増(12名減)

(注) 使用人数は就業員数であり、臨時雇用者は ()内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
89名(19名)	4名増(12名減)	37.9歳	9.4年

(注) 使用人数は就業員数であり、臨時雇用者は ()内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2022年6月30日現在)

借入先	借入金残高
株式会社百五銀行	170,000千円
株式会社十六銀行	20,000

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

特記すべき事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2022年6月30日現在)

- ① 発行可能株式総数 14,775,000株
- ② 発行済株式の総数 6,140,850株
- ③ 株主数 2,290名
- ④ 大株主 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
ヤマタケ総業有限会社	1,956,150株	34.6%
CGML PB CLIENT ACCOUNT/COLLATERAL	555,900	9.8
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	384,800	6.8
シンポ取引先持株会	243,100	4.3
株式会社百五銀行	150,000	2.7
名古屋中小企業投資育成株式会社	150,000	2.7
種村 桂介	120,300	2.1
国際電業株式会社	83,300	1.5
岡崎 博	81,800	1.4
山田 清久	66,750	1.2

(注) 当社は、自己株式481,003株を保有しておりますが、上記大株主から除外しております。また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況 (2022年6月30日現在)

① 取締役及び監査役の状況

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	安藤紀彦	神府貿易(上海)有限公司 董事
取 締 役	片岡光男	東日本統括本部長 神府貿易(上海)有限公司 董事長
取 締 役	山田清久	生産管理本部長
取 締 役	谷村政美	西日本統括本部長
取 締 役	阿知波智大	阿知波会計事務所 所長 監査法人東海会計社 代表社員
常勤監査役	大西一彦	
監 査 役	光岡要次郎	光岡会計事務所 所長 A B ホテル株式会社 社外監査役
監 査 役	高橋裕子	and LEGAL弁護士法人 弁護士

- (注) 1. 取締役阿知波智大氏は、社外取締役であります。
2. 常勤監査役大西一彦氏、監査役光岡要次郎氏及び高橋裕子氏は、社外監査役であります。
3. 監査役光岡要次郎氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。また、監査役の高橋裕子氏は、弁護士の資格を有しており、弁護士業務を通して培われた専門的な知識・経験等を有しております。
4. 当社は、取締役阿知波智大氏、監査役大西一彦氏、監査役光岡要次郎氏、及び監査役高橋裕子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届けております。

② 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	支給人数	報酬等の総額
取 締 役 (うち社外取締役)	8名 (1名)	107,120千円 (2,250千円)
監 査 役 (うち社外監査役)	4名 (4名)	7,640千円 (7,640千円)
合 計 (うち社外役員)	12名 (5名)	114,760千円 (9,890千円)

- (注) 1. 上表には、2021年9月24日開催の第51期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役3名及び監査役1名(うち社外監査役1名)を含んでおります。
2. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 上記の報酬等の総額には、以下のものが含まれております。
- ・当事業年度における役員賞与引当金の繰入額18,900千円(取締役5名に対し17,400千円(うち社外取締役1名に対して450千円)、監査役3名に対して1,500千円(全て社外監査役))。
 - ・当事業年度における役員退職慰労引当金の繰入額5,460千円(取締役4名に対し5,320千円、社外監査役1名に対し140千円)。
4. 上記のほか、2021年9月24日開催の第51期定時株主総会決議に基づき、同総会終結の時をもって退任した取締役3名に対し、役員退職慰労金204,588千円を支払っております。
当該金額には、過年度の事業報告において役員の報酬等の総額に含めた役員退職慰労引当金の繰入額85,903千円が含まれております。

③ 取締役の報酬等の決定方針

1. 基本方針

当社は取締役の報酬は経営方針を実現するための重要なインセンティブと考え、以下を基本方針としそれぞれの要素を考慮した体系的な設計としております。

- イ. 当社の基本理念を促すものであること。
- ロ. 当社の中長期的な成長への貢献意識を高めるものであること。
- ハ. 会社業績との連動制を持つこと
- ニ. 透明性及び公平性及び合理性を備えた設計であること。
- ホ. これらのことが適切なプロセスを経て決定されること。

具体的には、取締役の報酬は固定報酬、業績連動賞与で構成されています。

取締役の報酬水準については、外部環境や市場環境の変化に対して迅速な対応を行うため、同業・同規模・他業種の役員報酬水準を参考に毎年検証を行います。

2. 報酬等の決定方針

イ. 個人別報酬

基本報酬としての役位に応じた「固定報酬」を代表取締役等の執行側で固定報酬案を策定する。

執行側の報酬案について、報酬諮問委員会において審議し、取締役会に答申する。

報酬諮問委員会は、代表取締役・社外取締役・常勤監査役の3名で構成される。

個人別報酬は取締役会において決定するが、代表取締役に一任する旨を決定する場合は、答申案を尊重のうえ公平公正・透明性を確保していること等の開示を必要とする。

ロ. 業績連動賞与

業績連動賞与は、連結業績の「営業利益及び当期純利益」で設定する。業績連動賞与については、予算策定時に月額報酬の2カ月分を計上し業績予想に組み入れる。業績予想以上に営業利益が計上された場合には、月額報酬の2カ月分以上の業績連動賞与を支給する。金額の決定については、「固定報酬」と同様の方法とする。支給日は、株主総会において計算書類等が承認・可決された翌日とする。

④ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役阿知波智大氏は、阿知波会計事務所の所長、及び監査法人東海会計社の代表社員であります。当社と各兼職先との間に特別の関係はありません。
- ・監査役光岡要次郎氏は、光岡会計事務所の所長、及びA B ホテル株式会社の社外監査役であります。当社と各兼職先との間に特別の関係はありません。
- ・監査役高橋裕子氏は、and LEGAL弁護士法人の弁護士であります。当社と兼職先との間に特別の関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

		活動状況
取締役	阿知波 智 大	当事業年度に開催された取締役会13回のうち12回出席し、幅広い経験と高い見識から議案審議に必要な発言を適宜行っております。
監査役	大 西 一 彦	当事業年度に開催された取締役会13回の全てに出席し、幅広い経験と高い見識から議案審議に必要な発言を適宜行っております。 また、当事業年度に開催された監査役会12回の全てに出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
監査役	光 岡 要 次 郎	当事業年度に開催された取締役会13回のうち12回出席し、公認会計士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。 また、当事業年度に開催された監査役会12回の全てに出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
監査役	高 橋 裕 子	監査役に就任後、当事業年度に開催された取締役会10回のうち10回出席し、弁護士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。 また、当事業年度に開催された監査役会12回のうち10回出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

ハ. 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 有限責任 あずさ監査法人

② 報酬等の額

	報 酬 等 の 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	18百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	18百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

③ 会計監査人の報酬額の同意について

監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、前期の監査実績、会計監査人の職務遂行状況、監査計画における監査時間、報酬額の見積りなどを検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

④ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

⑤ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

① 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

イ. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役・使用人は企業理念に基づき、法令、定款、社内規程を遵守します。取締役及び使用人が法令・定款等に違反する行為又はおそれを発見した場合の報告体制として、内部監査人1名が、監査役・会計監査人との連携・協力のもと内部監査を実施し、業務の適法・適切な運営と内部管理の徹底を図っております。また、随時、問題点や今後の課題などを社長に報告する体制を整備してまいります。

ロ. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報・文書（以下、職務執行情報という。）の取り扱いは、当社文書管理規程及びそれに関する各管理マニュアルに従い、適切に保存及び管理（廃棄を含む。）し、必要に応じて運用状況の検証、各規程の見直し等を行ってまいります。

ハ. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理には、法令・規程等を遵守した業務執行ができているかをチェックするコンプライアンス管理、取引先の与信をチェックする与信管理、それと今後起こるかもしれない不測の事態（地震、火災など。）に対応するための危機管理等があります。

これらのリスク管理は、管理部が管轄し、必要に応じて外部からの情報等を取得して対応しております。

不測の事態が発生した場合は、取締役管理部長指揮下で対策本部を設置し、的確且つ迅速な対応をとることでリスクを最小限にとどめ、損失の拡大を防ぐ体制をとっております。

ニ. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、定例の取締役会を毎月1回開催し、重要事項の決定並びに取締役の業務執行状況の監督等を行っております。

業務の運営につきましては、将来の事業環境を踏まえ中期経営計画及び年度総合予算を立案し、全社的な目標を設定しております。また、各部門におきましては、その目標達成に向けて具体策を立案・実行しております。

ホ. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

社外での職務となる営業部スタッフ及び、研究部門である技術開発部スタッフに関しては、業務日報を社長に毎日提出する体制の徹底を図っております。

また、内部監査課は各部署の日常的な活動状況を監視するとともに、直接社長に報告する体制をとっております。

その他、法令遵守体制及び問題点の有無を調査検討し、条例等の定期的な確認等も行っており、また適宜、研修会等への参加も実施しております。

へ. 企業集団における業務の適正を確保するための体制

子会社におけるコンプライアンス体制及びリスク管理体制に関しては、当社においてこれを統括管理しております。

ト. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役が必要とした場合は、取締役会は監査役と協議の上、監査役の職務を補助する使用人を置くものとしております。

チ. 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

使用人の任命、異動、評価、懲戒は、監査役会の意見を尊重した上で行うものとし、当該使用人の取締役からの独立性を確保しております。

リ. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制

監査役は重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、取締役会に出席し、取締役及び使用人から重要事項の報告を受けております。

また、取締役、使用人は重要な会議の開催日時を監査役に連絡し、出席を依頼しております。

ヌ. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は文書、資料を閲覧し、必要に応じて取締役、使用人から追加の説明・報告を求められることができる体制をとっております。

ル. 反社会的勢力排除に向けた体制

当社は、反社会的勢力による経営活動への関与を一切拒絶し、健全な会社経営を行うため以下の事項を遵守する体制を維持整備しております。

- ・反社会的勢力に対し、不当な要求に安易な妥協での解決をしない。
- ・反社会的勢力に対し、合法非合法にかかわらず取引しない。
- ・反社会的勢力に対し、名目の如何にかかわらず利用しない。

ヲ. 財務報告の適正性を確保するための体制

当社は、財務報告の信頼性を確保するため、管理部を中心として、金融商品取引法及びその他関係法令等が求める財務報告の適正性を確保するための体制を整備しております。

② 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

イ. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

監査役による監査が実施され、取締役は相互に職務執行の監督を行いました。

ロ. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会議事録等は当社文書管理規程に従い保存されています。

ハ. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク情報を収集・評価し、重要リスクを特定するとともに、その重要性に応じてリスクへの対応を図りました。

ニ. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

定例の取締役会を毎月1回開催し、重要事項の決定を行いました。また、中期経営計画及び年度総合予算を立案し、取締役会においてその状況を検証の上、対処すべき課題についての対策を立案・実行しました。

ホ. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役、内部監査課は業務日報等の文書・資料を閲覧し、必要に応じて追加の説明・報告を受け、日常的な活動状況を監督しました。

ヘ. 企業集団における業務の適正を確保するための体制

子会社におけるコンプライアンス体制及びリスク管理体制に関しては、当社において統括管理しました。

ト. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役が必要とした場合は、使用人がその職務を補助しました。

チ. 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役会の意見を尊重し、当該使用人の取締役からの独立性を確保しました。

リ. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制

監査役は取締役会に出席し、取締役及び使用人から重要事項の報告を受けました。

ヌ. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は文書・資料を閲覧し、必要に応じて取締役・使用人から追加の説明・報告を受けました。

ル. 反社会的勢力排除に向けた体制

反社会的勢力による経営活動への関与がないか、取締役の職務執行状況の監督を行いました。

ヲ. 財務報告の適正性を確保するための体制

管理部が中心となり、関係法令等が求める財務報告の適正性が確保されるよう活動しました。

(6) 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

連結貸借対照表

(2022年6月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	3,683,470	流動負債	1,127,855
現金及び預金	2,218,963	買掛金	160,399
受取手形及び売掛金	721,612	短期借入金	20,000
商品及び製品	87,829	1年内返済予定の長期借入金	60,000
仕掛品	82,708	リース債務	21,442
原材料及び貯蔵品	451,712	未払金	423,183
その他	120,713	未払法人税等	92,026
貸倒引当金	△69	役員賞与引当金	18,900
		関係会社整理損失引当金	38,637
		その他	293,266
固定資産	3,435,016	固定負債	323,756
有形固定資産	2,977,693	長期借入金	110,000
建物及び構築物	1,176,732	リース債務	37,359
機械装置及び運搬具	68,992	役員退職慰労引当金	44,101
土地	1,482,891	退職給付に係る負債	113,710
リース資産	37,603	資産除去債務	3,640
建設仮勘定	2,806	その他	14,944
その他	208,667	負債合計	1,451,611
無形固定資産	28,200	(純資産の部)	
投資その他の資産	429,122	株主資本	5,455,444
投資有価証券	301,144	資本金	639,307
繰延税金資産	13,505	資本剰余金	595,887
その他	133,542	利益剰余金	4,408,624
貸倒引当金	△19,068	自己株式	△188,375
資産合計	7,118,487	その他の包括利益累計額	211,431
		その他有価証券評価差額金	171,726
		為替換算調整勘定	39,704
		純資産合計	5,666,875
		負債純資産合計	7,118,487

連結損益計算書

(自 2021年7月1日)
(至 2022年6月30日)

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
売上高		6,207,361
売上原価		3,862,794
売上総利益		2,344,566
販売費及び一般管理費		1,458,103
営業利益		886,463
営業外収益		
受取利息	197	
受取配当金	4,452	
受取賃貸料	6,889	
為替差益	3,202	
雇用調整助成金	5,614	
その他	2,564	22,920
営業外費用		
支払利息	668	
不動産賃貸費用	2,872	3,540
特別利益		905,843
固定資産売却益	1,134	
保険解約返戻金	42,118	43,252
特別損失		
固定資産除却損	394	
投資有価証券売却損	696	
役員退職慰労金	118,685	
リール関連損失	41,435	
関係会社整理損	45,584	206,795
税金等調整前当期純利益		742,301
法人税、住民税及び事業税	200,889	
法人税等調整額	8,985	209,874
当期純利益		532,426
非支配株主に帰属する当期純利益		-
親会社株主に帰属する当期純利益		532,426

連結株主資本等変動計算書

(自 2021年7月1日)
(至 2022年6月30日)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	639,307	595,887	4,017,694	△188,375	5,064,514
当 期 変 動 額					－
剰 余 金 の 配 当			△141,496		△141,496
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			532,426		532,426
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)					
当 期 変 動 額 合 計	－	－	390,930	－	390,930
当 期 末 残 高	639,307	595,887	4,408,624	△188,375	5,455,444

	その他の包括利益累計額			純資産合計
	その他有価証 券評価差額金	為替換算 調整勘定	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	
当 期 首 残 高	198,038	12,732	210,771	5,275,285
当 期 変 動 額				－
剰 余 金 の 配 当				△141,496
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益				532,426
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)	△26,312	26,972	659	659
当 期 変 動 額 合 計	△26,312	26,972	659	391,590
当 期 末 残 高	171,726	39,704	211,431	5,666,875

貸借対照表

(2022年6月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	3,428,208	流動負債	1,017,863
現金及び預金	2,113,361	買掛金	150,828
受取手形	110,474	短期借入金	20,000
売掛金	624,065	1年内返済予定の長期借入金	60,000
商品及び製品	52,211	リース債	21,442
仕掛品	82,708	未払金	423,183
原材料及び貯蔵品	336,844	未払費用	90,721
その他の	108,613	未払法人税等	91,985
貸倒引当金	△71	前受り金	109,733
固定資産	3,448,508	預り金	29,502
有形固定資産	2,962,292	役員賞与引当金	18,900
建物	1,072,145	その他の	1,566
構築物	104,586	固定負債	323,756
機械及び装置	68,992	長期借入金	110,000
工具、器具及び備品	193,266	リース債	37,359
土地	1,482,891	退職給付引当金	113,710
リース資産	37,603	役員退職慰労引当金	44,101
建設仮勘定	2,806	資産除去債務	3,640
無形固定資産	28,200	長期預り保証金	14,944
リース資産	24,857	負債合計	1,341,620
ソフトウェア	504	(純資産の部)	
電話加入権	2,839	株主資本	5,363,370
投資その他の資産	458,015	資本金	639,307
投資有価証券	301,144	資本剰余金	595,887
関係会社出資金	36,958	資本準備金	595,887
破産更生債権等	14,168	利益剰余金	4,316,550
繰延税金資産	10,983	利益準備金	159,826
その他の	113,829	その他利益剰余金	4,156,723
貸倒引当金	△19,068	別途積立金	1,100,000
資産合計	6,876,717	繰越利益剰余金	3,056,723
		自己株式	△188,375
		評価・換算差額等	171,726
		その他有価証券評価差額金	171,726
		純資産合計	5,535,096
		負債純資産合計	6,876,717

損益計算書

(自 2021年7月1日)
(至 2022年6月30日)

(単位：千円)

科 目	金 額	額
売上高		6,003,058
売上原価		3,780,722
売上総利益		2,222,336
販売費及び一般管理費		1,318,496
営業利益		903,840
営業外収益		
受取利息及び配当金	4,471	
受取賃貸料	6,889	
その他の	2,617	13,978
営業外費用		
支払利息	430	
不動産賃貸費用	2,872	3,302
経常利益		914,515
特別利益		
保険解約返戻金	42,118	42,118
特別損失		
投資有価証券売却損	696	
役員退職慰労金	118,685	
リコール関連損失	41,435	
関係会社整理損	60,237	221,053
税引前当期純利益		735,580
法人税、住民税及び事業税	201,800	
法人税等調整額	8,000	209,800
当期純利益		525,780

株主資本等変動計算書

(自 2021年7月1日)
(至 2022年6月30日)

(単位：千円)

	株 主 資 本								自己株式	株主資本計 合
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			利益剰余金計			
		資本準備金	資本剰余金計	利益準備金	その他利益剰余金					
					別 途 積 立 金	繰越利益 剰 余 金				
当期首残高	639,307	595,887	595,887	159,826	1,100,000	2,672,439	3,932,266	△188,375	4,979,086	
当期変動額									-	
剰余金の配当						△141,496	△141,496		△141,496	
当期純利益						525,780	525,780		525,780	
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)										
当期変動額合計	-	-	-	-	-	384,284	384,284	-	384,284	
当期末残高	639,307	595,887	595,887	159,826	1,100,000	3,056,723	4,316,550	△188,375	5,363,370	

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当期首残高	198,038	198,038	5,177,124
当期変動額			-
剰余金の配当			△141,496
当期純利益			525,780
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△26,312	△26,312	△26,312
当期変動額合計	△26,312	△26,312	357,972
当期末残高	171,726	171,726	5,535,096

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年8月23日

シンポ株式会社
取締役会 御中有限責任 あずさ監査法人
名古屋事務所指定有限責任社員 公認会計士 鬼頭潤子
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 大橋敦司
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、シンポ株式会社の2021年7月1日から2022年6月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、シンポ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき、連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論づける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年8月23日

シンポ株式会社
取締役会 御中有限責任 あずさ監査法人
名古屋事務所指定有限責任社員 公認会計士 鬼頭潤子
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 大橋敦司
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、シンポ株式会社の2021年7月1日から2022年6月30日までの第52期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年7月1日から2022年6月30日までの第52期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年8月26日

シ	ン	ポ	株	式	会	社	監	査	役	会
							大	西	一	彦 ㊟
							光	岡	要	次郎 ㊟
							高	橋	裕	子 ㊟

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

当社は株主の皆様への利益還元を経営上の最重要課題のひとつと考え、安定配当の維持を基本としながら、今後の事業展開等を勘案して、以下のとおり第52期の期末配当の処分をいたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

①配当財産の種類

金銭といたします。

②配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金25円（普通配当20円、記念配当5円）といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は141,496,175円となります。

③剰余金の配当が効力を生じる日

2022年9月28日といたしたいと存じます。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されましたので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第15条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第15条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款15条)は不要となるため、これを削除するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
<u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u> 第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。	(削除)

現行定款	変更案
(新設)	<p><u>(電子提供措置等)</u></p> <p><u>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p><u>② 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p><u>(附則)</u></p> <p><u>1. 会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する規定の施行の日（以下、施行日という）から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。</u></p> <p><u>2. 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

第3号議案 会計監査人選任の件

当社の会計監査人である有限責任あずさ監査法人は、本総会終結の時をもって任期満了により退任されますので、監査役会の決定に基づき、新たに仰星監査法人を会計監査人に選任することにつき、ご承認をお願いするものであります。

なお、監査役会が仰星監査法人を会計監査人の候補者とした理由は、品質管理体制、独立性、専門性、監査業務の実施体制及び監査報酬の水準等を総合的に勘案した結果、当社の会計監査人として適任と判断したためであります。

会計監査人候補者は、次のとおりであります。

(2022年3月31日現在)

名 称	仰星監査法人		
事業所	東京都千代田区四番町6番地 東急番町ビル		
沿 革	1990年 9月 北斗監査法人設立 1999年10月 東京赤坂監査法人と合併、東京北斗監査法人に名称変更 2006年10月 監査法人芹沢会計事務所と合併、仰星監査法人に名称変更 2011年 7月 名澄監査法人と合併、北陸事務所を開設 2014年 7月 明和監査法人と合併 現在に至る		
概 要	資本金	172百万円	
	構成人員		
	社員 (公認会計士)	50名 (うち代表社員10名)	
	職員 (公認会計士)	192名	
	(公認会計士試験合格者)	94名	
	(その他)	48名	
	合計	384名	
国際業務	Nexia international (ネクシア・インターナショナル) にメンバーファームとして加盟		

以 上

メ モ

A series of 18 horizontal dashed lines for writing.

株主総会会場のご案内図

会 場 名古屋市千種区覚王山通八丁目18番地
ホテル ルブラ王山 2階 「金鯉の間」
電話 (052) 762-3151 (代表)

交通機関 地下鉄東山線・池下駅下車 徒歩3分

